

鹿大の チカラ

KAGOSHIMA
UNIVERSITY

法科大学院

小栗 実 教授(58)

活動型憲法学者

「理論より実践で使える憲法」を心がけ、屋外でのフィールドワークを基本にしてきた。活動型の憲法学者を目指す。実社会の中での憲法違反、人権侵害に目を光らせる。研究対象はニュースで知る裁判や時事問題。ハンセン病、水俣病、大邱肝炎訴訟……。そこで興味を持った。残留日本人孤児の問題だつた。

国策で移住しながら、終戦後の混乱で中国に取り残された残留孤児。終戦後の中国では「日

本人」と呼ばれ、逆に日本に帰国した後は「中国人」と見られた。「憲法は国家を規制し、国にノーを突き付けるもの。憲法を使つて人権を守れないものか」そんな考えを、03年に実践に移す。同年に発足した「かごしま孤児を支える会」で会長に就いた。

県内の残留日本人孤児24人が国に賠償を求めた訴訟では、鹿児島地裁での傍聴にも参加した。天文館での署名やカンパ集め、問題を訴える全国各地での講演会にも登壇した。

06年には、「無名の人が人権のために戦った記録を後世に残したい」と、同会の支援者らと一緒に戦った各地を転々とした中国での苦難の日々、そして、帰国後の経済的に苦しい生活……。

人権を守る闘い実践



憲法の自説を語る小栗教授。書棚には膨大な数の書籍が並ぶ=鹿児島大の研究室

孤児たちが中国語で語る歴史は、重い。国は07年に、国民年金の満額支給など中国残留日本人孤児に対する支援を充実させた改正中國残留邦人支援法を成立させた。これを受けて、県内の国教育を全く受けていないので、新規も満足に読めない」「帰国すればされた。だが、これすべての解決とは思っていない。

「これからは日本人として、いかに地域社会に入つていけるかが課題」と話す。近所からは中国人として見られ、日本語の不自由さから残留日本人孤児同士のコミュニケーションに集まりがちに。親類は遠く、毎日衛星放送で中国のテレビ番組を見ているという。とはいっても、全国で2千人を超える原告らの決起により、一定程度の生活保障を手に入れた残留日本人孤児ら。

小栗教授は「憲法を守ってきたのは、國より市民だった」と言う。72年の日中國交正常化後、國より先に孤児たちの搜索や身元確認を始めたのは民間団体だった。さらに憲法9条を巡る論議、世界的な不況により労働者の生存権(25条)が見直されていることも、市民先導と考える。

「憲法は紙の上だけのものではない。現実社会の中で見て、知つて、そして理論を立てるものだ」